

令和 7 年 11 月 6 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県消費生活審議会会長 角田 真理子
(公印省略)

食品表示基準の改正に係る神奈川県消費生活条例第 10 条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和 56 年神奈川県告示第 53 号）の一部改正について

(答申)

令和 7 年 5 月 19 日付け消生第 1115 号にて諮問を受けた、食品表示基準の改正に係る神奈川県消費生活条例第 10 条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和 56 年神奈川県告示第 53 号）の一部改正について、別紙のとおり答申します。

食品表示基準の改正に係る神奈川県消費生活条例第 10 条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和 56 年神奈川県告示第 53 号）の一部改正について

今回諮問のあった神奈川県消費生活条例第 10 条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正は、令和 7 年 3 月 28 日に食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）が改正されたことに伴うものです。

調理冷凍食品における原材料配合割合表示義務は、調理冷凍食品の状況を踏まえ、商品名が消費者に誤った認識を与えることを防止するため、昭和 57 年に定められたものです。

本県独自の個別品目ごとの表示ルールは、商品名に原材料の一部の名称を付したものについて、当該原材料の仕込み時の配合割合を表示することにより、優良誤認等を防ぎ、消費者が製品価値を正しく判断するための情報を提供するもので、今なお、意義あるものです。

しかしながら、国は令和 5 年より、合理的でシンプルかつ分かりやすい国際整合性のある食品表示制度に向け、横断的な表示ルールへの原則一元化を目指した食品表示制度の大幅な見直しに着手しており、調理冷凍食品については個別品目ごとの表示ルールのすべてが令和 8 年 4 月 1 日より廃止されることになっています。県と同趣旨の制度を有する周辺地方公共団体も国の廃止に合わせて調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールを廃止する方向であり、県が今後も調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールを維持することは、流通上の課題もあり、消費者、事業者に混乱を生むことが懸念されます。

また、情報提供という点では、国も、食品表示制度の見直しと並行して、消費者への情報開示を充実する観点から、デジタルツールを活用した情報提供について検討を進めしており、調理冷凍食品に係る業界団体も、こうした国の動きを踏まえ、個別品目ごとの表示ルールの廃止後も、消費者が必要とする情報の提供拡大に主導的に取り組むとのことです。

以上、当審議会での審議の結果、神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準における調理冷凍食品に関する個別品目ごとの表示ルールは、国の食品表示基準改正を踏まえ、廃止することが妥当であると考えます。

なお、表示義務の有無に関わらず、原材料配合割合を知りたい消費者への配慮は引き続き必要であることから、事業者においては、デジタルツール等も活用しつつ、消費者の要望に沿った情報提供や表示を今後も自主的に行うこと強く期待します。